

2. 132条報告について (販売事業者・保安機関)

販売
事業者

- 年度末における販売する一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況

保安
機関

- その事業年度における保安業務の実施状況、保安業務資格者の数、一般消費者等の数
- 法人にあっては、その事業年度における役員、構成員の構成の変更



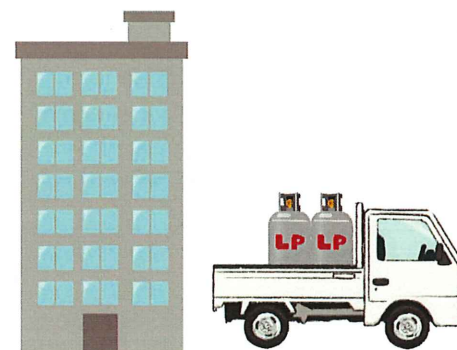
毎事業年度経過後3ヶ月以内に都道府県知事に
必ず提出すること！

1 3 2 条報告の記載方法

☆☆販売事業報告・保安業務実施状況報告の記載例を参照の上、聴講してください☆☆

※記載例は以下のような事業所とします

〇〇産業株式会社(販売事業者かつ保安機関)



- ▶事業年度終了時点において、
 - 販売する一般消費者の数は900戸
 - 2号業務(容器交換時等供給設備点検)は100戸を他社に委託
 - 3号業務(定期供給設備点検)は800戸を他社に委託
 - 4号業務(定期消費設備調査)は800戸を他社に委託

- ▶事業年度終了時点までに
 - 新たに3戸を開栓
 - 800戸の容器交換を実施
 - 20戸の供給設備の定期点検期限が到来
 - 20戸の消費設備の調査期限が到来
(1戸は調査拒否、1戸は3度訪問も不在、3戸は再調査となった)
 - 900戸に書面による周知を実施
 - 3戸から「ガス臭い」などの対応の連絡があり、出勤して緊急措置を実施

液化石油ガス販売事業報告の記載方法

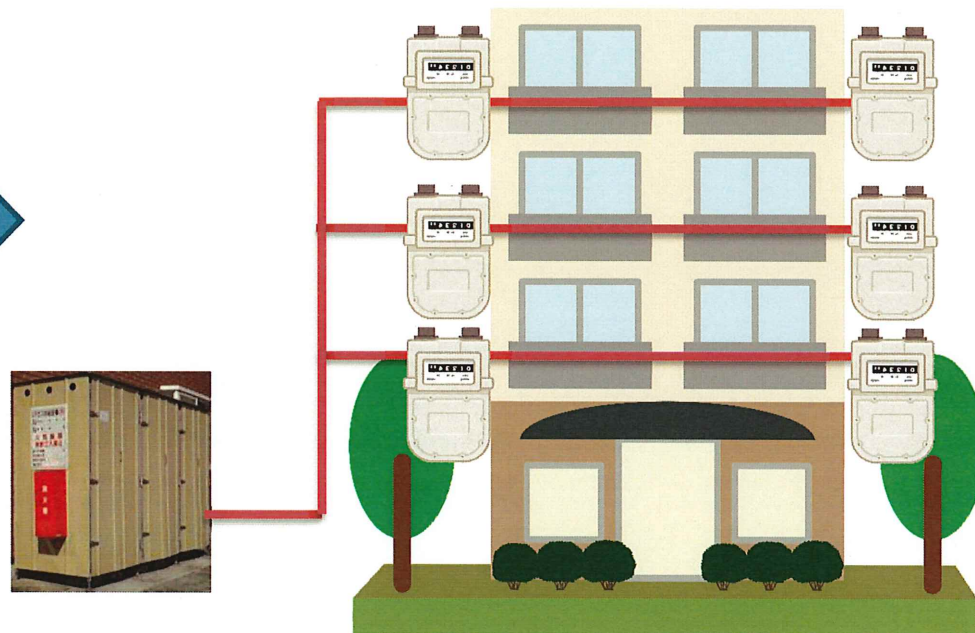
☆ 報告すべき内容

- ① その事業年度末における販売する消費者の戸数
- ② その事業年度末における保安業務を委託している保安機関(名称と認定番号)及びその保安機関に委託している消費者戸数

☆一般消費者数(戸数)の数え方

・ガスメーターの数で計上する

例)集合住宅の場合
右図のような集合住宅の場合、ガスメーターの数が6つであるので、6戸で計上する。
※建物の棟数や容器置場の数で計上しないように注意!!!



保安業務実施状況報告の記載方法①

☆ 報告すべき内容

- ① その事業年度における保安業務区分ごとの保安業務実施状況
- ② その事業年度末における保安業務資格者の数及び保安業務に係る一般消費者等の数
- ③ 法人にあっては、その事業年度中の役員又は構成員の構成の変更

注!「一般消費者の数(戸数)」の数は前ページと同じです!!

	保安業務	内 容
1号	供給開始時点検・調査	一般消費者等に新たにガスを供給するときに、供給設備及び消費設備を点検
2号	容器交換時等供給設備点検	充てん容器を交換またはバルク貯槽への充てん時に供給設備を点検
3号	定期供給設備点検	定期的に供給設備を点検する業務
4号	定期消費設備調査	定期的に消費設備を調査する業務
5号	周知	LPガス使用上の注意点等、災害発生防止に関する必要事項を、周知チラシ等を用いて一般消費者等に周知する業務
6号	緊急時対応	災害が発生する恐れ等の消費者等からの連絡に対し、速やかに出動し対応する業務
7号	緊急時連絡	災害が発生する恐れ等の消費者等からの連絡に対し、速やかに連絡により措置する業務

保安業務実施状況報告の記載方法②

記載例① 保安業務資格者の数

- ・保安業務資格者の**在籍人数**を記載する。
- ・「保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示第2条第1号又は第2号に規定する数」には、保安業務資格者の**必要人数**を記載する。
(保安業務資格者算定表を確認する。)

記載例② 保安業務計画書に記載した数

- ・保安業務計画書は、保安機関認定の際や認定更新の際に添付する資料。
申請資料の副本を確認してください。

様式第13(第30条関係)

保 安 業 務 計 画 書

事業所の名称 ○○営業所
事業所の所在地 ○○県○○市○○町○丁目○○番地

保安業務区分	供給開始時点 検・調査	容器交換時等 供給設備点検	定期供給設備 点検	定期消費設備 調査	周 知	緊急時 対応	緊急時 連絡
一般消費者等の数	—	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	10,000
保安業務資格者の数	液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 1人 製造保安責任者 1人 その他 1人						

ここに記載の数です！！

保安業務実施状況報告の記載方法③

記載例③ 保安業務を行うべき数

- ・報告する事業年度の末日現在までに自社において保安業務を行う必要が生じた数を記載する。

注! 自社で実施すべき数を記入するので、他の保安機関への委託分は含まない。

注! ()内には自社において保安業務を行う必要が生じた数のうち、他の販売事業者から受託している数を記載する。

各保安業務の行うべき数は・・・

- ★ 1号業務であれば、**当該年度中に開栓し、点検の必要が生じた戸数**
- ★ 2号業務であれば、**当該年度中に容器を配送・交換する消費者の戸数**
- ★ 3号業務であれば、**当該年度中に点検期限が到来する戸数**
- ★ 4号業務であれば、**当該年度中に調査期限が到来する戸数**
- ★ 5号業務であれば、**当該年度中に周知する必要がある戸数**
- ★ 6・7号業務であれば、**当該年度中に消費者から連絡があり、対応の必要が生じた数**

保安業務実施状況報告の記載方法④

④ 当該事業年度に保安業務を実施した数

- ・当該事業年度末までに保安業務を実施した数を記入する。

☆「実施すべき数」が実際に実施されているかを確認しています！

【再調査】

消費設備が技術上の基準に適合していない場合、消費者へ通知後、1ヶ月を経過した日以降5ヶ月以内に、再調査を行わなければならない。再調査を行った場合には、当初の点検・調査を実施件数に計上するとともに、再調査の実施件数も計上する。

※再調査でも改善が確認できなかった場合、1年に1回以上通知を続けなければならない(H29.4.1 施行)。

【拒否数】

一般消費者等の承諾を得ることができず点検・調査を行えなかった場合には、拒否数として報告書に計上する。点検・調査を拒否された場合、次回の法定期限が到来するまで点検・調査を行う義務はなくなるが、料理飲食店、旅館、学校、病院その他これに類する施設については、販売事業者に対して協力を要請し、販売事業者は点検・調査の承諾を得られるよう努めなければならない。

※拒否により点検・調査を行えなかった場合、帳簿に記載しなければならない。